

令和3年（2021年）7月16日制定

令和3年（2021年）8月25日改訂

## 食堂ご利用等キャンセルの際のお取扱いについて

食堂をご利用になられる皆様へ

国立阿蘇青少年交流の家 食堂責任者

平素は当食堂をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の流行によりまして昨年度よりご利用日直前での予約キャンセルが発生しており、当食堂としてもご利用者様のご事情を理解のうえ対応してまいりました。しかしながら、今後もコロナ禍の長期化も懸念されることを踏まえ、ご利用者様がやむを得ずキャンセルされる場合にも事前にご連絡をいただくことで、食品ロスを防ぐとともに、当食堂のサービス維持と安定的な運営に努めてまいりたいと考え、先般7月16日に食堂ご利用や野外調理、弁当等をキャンセルされる際のキャンセル料の取扱いを新たに決めさせていただいたところです。

その後も、新型コロナウイルス感染症の収束には至らず、当食堂の安定的な運営がままならない状況です。

つきましては、ご予約後のキャンセルについて下記の通り改訂させていただきますので、当食堂をご利用の皆様にはご不便とお手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ―― 記 ――

- ご予約をキャンセルされる場合は、ご利用日（ご利用の初日）の1週間（7日）前〔例えば金曜日にご利用開始の場合はその前週の金曜日〕の15時までにご連絡をお願いいたします。
- ご利用日の7日前15時以降2日前15時までのキャンセルにつきましては、キャンセル料として『ご予約いただいた食堂食や野外調理、弁当等に係る料金の50%』を、2日前15時以降または当日のキャンセルにつきましては、『100%（ご注文の全額）』を徴収させていただきます。
- キャンセルのみならず、日程変更や日程短縮、食数の変更につきましても、この対象とさせていただきます。  
(例：9/15～17⇒10/15～17の日程変更、9/15～17⇒9/16～17の日程短縮、夕食100名⇒85名の食数変更)

- この新たなキャンセル料の取扱いは、令和3年（2021年）9月3日（金曜日）から改訂・適用させていただきます。
- 台風や大雨等の天災によるキャンセルにつきましても、キャンセル料をご負担いただく場合があります。 直接、当食堂にお問合せください。
- ご利用者様のお住いの地域において、緊急事態宣言やまん延防止措置がご利用日の1週間前を経過した後に発令された場合は、キャンセル料をご負担いただく必要はございません。（但し、ご予約のキャンセルのご連絡はお願いいたします。）
- なお、緊急事態宣言やまん延防止措置の発令によるものでなく、お住いの地域の感染状況等を踏まえたうえでのキャンセルにつきましては、キャンセル料のご負担が発生します。

上記に関するお問い合わせは下記に記載のご連絡先までお願いいたします。

ご連絡先 0967-22-1621 国立阿蘇青少年交流の家 食堂責任者  
（上記ご連絡先が繋がらない場合は、国立阿蘇青少年交流の家 事業推進室までご連絡をお願いします。 0967-22-0813 【8:30~17:15】）

以 上